

国際高度情報化と新しい北九州研究会における情報ならびに研究成果の取扱い内規

2008年5月20日(改定6版)

「国際高度情報化と新しい北九州研究会」(以下、「研究会」という。)の活動に伴う情報の管理ならびに研究成果の帰属について次の通り内規を定める。

1. 目的

2007年11月30日に採択された研究会設立趣意書に定める目的を遂行するために、研究会および作業部会委員あるいは事務局から提出される文書等の情報には、秘密性の高いものがあり得ること、また、研究会活動の結果生み出される成果物には学術的、商業的に価値の高いものがあり得ることを考慮して、それらの原則的な取扱い方を定める。

2. 情報

2.1 定義

機密情報とは研究会に資料として提出された文書、図面、写真等に含まれる情報及び研究会の席上の口頭での発言内容のうち、情報の提供者が外部に公開しないことを求めたものをいう。

2.2 秘密性

機密情報は、原則として部外秘の扱いとし、その情報提供者の許可なく、部外に開示してはならないものとする。

部外秘の扱いは、その情報が提出された時から3年間続けるものとし、研究会が活動を終了してもこの規定は守るべきものとする。

2.3 部外秘の表記

機密情報については、文書等の場合、その文書の第1ページに部外秘である旨表示するものとし、口頭での情報については発表者が部外秘であることを一同に注意喚起し、また議事録にその旨記録するものとする。機密情報を部外に開示する場合、情報提供者の許可を得なければならない。

3. 研究成果

3.1 成果の帰属

一般に、共同研究による成果の帰属(所有権)は貢献度を考慮して決められる。貢献度が同等と見られる場合、共同所有とし、明らかに一方の貢献度が高い場合、貢献度の高い者に所有権が認められている。研究会においても、この一般原則に従うこととする。

3. 2 所有権

研究会においては、特に、最初の提案者のオリジナリティを尊重することとし、共同研究の成果が得られた場合、最初の提案者は原則として所有権者の一人となる。研究成果を、発表する、著作権登録する、公益的または商業的に使用する、あるいは第三者に使用許諾するなどの権利は、所有権者が有する。

3. 3 共同所有

研究会において、多数の者の共同作業により得られた成果については、貢献度を勘案して研究会構成員の一部の者が所有権者として選ばれることも、研究会構成員全員の共同所有となることもあり得る。

なお、研究会が任務を終える時(まで)には、共同所有の研究会成果物の管理方法を定めることとする。

3. 4 使用权

研究会成果を公益的または商業的に利用する使用权は、第一義的に所有権者に帰属する。しかし所有権を持たない者についても、所有権者の許諾を得た場合は研究会構成員、また更に研究会構成員以外の第三者もその成果を使用することが出来る。所有権者による成果の使用許諾は有償または無償とし、その内容や条件は、所有権者と使用許諾される者との間で、定めるものとする。

4. 効力

この内規は、2008年5月20日開催の研究会において承認され、2007年11月30日に遡って適用される。

5. 紛争の解決

この内規の規定で処理できない問題が生じた場合には、関係者が誠意をもって話し合い解決に努めることとする。万が一、話し合いによっても解決できない場合には、しかるべく法的解決を求めることとする。

以上